

障 がい 者 施 策 の 状 況
(平成22年度)

春日井市健康福祉部障がい福祉課

平成23年5月

目 次

(1) 障がい者数の推移	1
(2) 身体障がい者福祉	1
(3) 知的障がい者福祉	3
(4) 精神障がい者福祉	4
(5) 障がい者共通福祉	4
(6) 自立支援医療	7
(7) 特定疾患患者等福祉	7

※ 本文中の数値は、特に附記のないものを除き、各年度3月31日現在の数値です。

(1) 障がい者数の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障がい者	8,351人 (2.72%)	8,598人 (2.80%)	8,806人 (2.86%)
知的障がい者	1,605人 (0.52%)	1,700人 (0.55%)	1,754人 (0.57%)
精神障がい者	1,147人 (0.37%)	1,293人 (0.42%)	1,405人 (0.46%)
合計	11,103人 (3.62%)	11,591人 (3.78%)	11,965人 (3.89%)

() 内は人口との割合%

(2) 身体障がい者福祉

① 身体障がい者手帳交付状況

(人)

		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18歳未満	6	5	1	0	0	0	0
	18歳以上	507	156	159	57	36	68	31
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	31	0	11	4	7	0	9
	18歳以上	609	39	162	96	131	4	177
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	1	0	0	1	0		
	18歳以上	83	4	5	43	31		
肢体不自由	18歳未満	108	42	34	21	7	2	2
	18歳以上	4,762	785	948	1,290	1,144	433	162
内部障がい	18歳未満	41	19	0	18	4		
	18歳以上	2,658	1,365	40	616	637		
計	18歳未満	187	66	46	44	18	2	11
	18歳以上	8,619	2,349	1,314	2,102	1,979	505	370

② 補装具の購入・修理

身体の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の購入・修理の費用を助成。所得に応じて一部自己負担あり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ購入件数	233件	277件	254件
延べ修理件数	141件	113件	130件

③ 日常生活用具の支給

重度の障がい者が自力で日常生活を送ることができるよう生活用具の購入費用を助成。所得に応じて一部自己負担あり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ件数	4,137件	4,215件	4,810件

④ 運転免許取得費助成

身体障がい者が自動車教習所で技能訓練し、運転免許証を取得した場合、10万円を限度とし取得費用の2/3以内を助成。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	6件	5件	3件

⑤ 自動車改造費助成

身体障がい者が就労等に伴い自ら所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する費用を10万円を限度とし助成。所得制限あり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	11件	3件	11件

⑥ 車椅子貸与

身体障がい者の日常生活の便宜を図るとともに地域社会との交流を図る。貸与期間は、1年以内。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ件数	197件	180件	177件

⑦ 障がい者生活支援センター

障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用援助に関する支援を行う。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支援センター数	4か所	4か所	4か所
相談員数	8人	9人	9人
延べ相談件数	5,502件	6,825件	6,186件

(3) 知的障がい者福祉

療育手帳交付状況

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 重度	18 歳未満	216	212	216
	18 歳以上	536	561	569
	計	752	773	785
B 中度	18 歳未満	117	133	126
	18 歳以上	304	307	317
	計	421	440	443
C 軽度	18 歳未満	175	218	235
	18 歳以上	257	269	291
	計	432	487	526
計	18 歳未満	508	563	577
	18 歳以上	1,097	1,137	1,177
	計	1,605	1,700	1,754

(4) 精神障がい者福祉

精神障がい者保健福祉手帳交付状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	118人	139人	155人
2級	770人	865人	964人
3級	259人	289人	286人
計	1,147人	1,293人	1,405人

(5) 障がい者共通福祉

① 特別障がい者手当（国の手当）

身体・知的・精神等において著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方（施設入所者・入院中の方を除く。）に支給。所得制限あり。

月額 26,440円 県加算分 7,090円（身体・知的合併症）

1,090円（身体・知的いずれか）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	194人	212人	216人

② 障がい児福祉手当（国の手当）

身体・知的・精神等において著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方（施設入所者・障がいを事由とした年金受給者を除く。）に支給。所得制限あり。

月額 14,380円 県加算分 7,160円（身体・知的合併症）

1,160円（身体・知的いずれか）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	154人	160人	158人

③ 経過的福祉手当（国の手当）

昭和61年4月1日法改正前に福祉手当の支給要件に該当し認定を受け受給している方で、法改正後特別障がい者手当、障がい児福祉手当のいずれにも該当しない方（施設入所者・障がいを事由とした年金受給者を除く。）に支給。所得制限あり。

月額 14,380円 県加算分 7,160円（身体・知的合併症）

1,160円（身体・知的いずれか）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	21人	19人	18人

④ 在宅重度障がい者手当（県の手当）

重度の障がい者に支給。ただし国の手当（特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過福祉手当）の受給者・施設入所者を除く。所得制限あり。

月額 身体・知的合併症 16,100円 身体・知的いずれか 7,000円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	3,036人	2,959人	2,770人

⑤ 特別児童扶養手当（国の手当）

身体又は知的に障がいのある児童の福祉の増進を図るため、重度・中度の障がい者を有する20歳未満の児童を監護・養育している方（児童が施設に入所している場合を除く。）に支給。所得制限あり。

月額 重度 50,750円 中度 33,800円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	443人	445人	449人

⑥ 心身障がい者扶助料（市の手当）

市内に1年以上住所を有する身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者に支給。所得制限あり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	9,886人	10,393人	10,806人

⑦ 障がい者移動支援

ア 障がい者福祉タクシー利用券

障がい者（施設入所者を除く。）が日常生活活動を容易に行うためにタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成する。所得制限あり。（1枚630円を月6枚。障がい者自動車燃料利用券とどちらかの選択）

対象者 身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A・B判定、精神障がい者保健福祉手帳1・2級

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ件数	46,087件	45,027件	46,089件

イ 障がい者自動車燃料利用券

障がい者（施設入所者を除く。）が日常生活活動を容易に行うために自家用自動車の燃料（レギュラー又はハイオクガソリン・軽油）費として月10リットルを助成する。所得制限あり。（障がい者福祉タクシー利用券とどちらかの選択）

対象者 身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A・B判定、精神障がい者保健福祉手帳1・2級

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ件数	44,020件	45,347件	46,842件

⑧ 健康診断書料助成

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者等で障がい福祉サービス等利用申込者に対し、医師の健康診断書料を1万円を限度とし助成することにより、経済的負担の軽減及び利用の促進を図る。所得制限あり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	11件	21件	23件

⑨ 重度障がい者寝具乾燥事業

重度心身障がい者の布団及び毛布の丸洗い乾燥又は乾燥を行うことにより、健全で安らかな生活及び保健衛生の向上を図る。所得制限あり。（年4回以内）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ件数	52件	54件	48件

⑩ 相談員

本人又は保護者からの更生援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

	相談員数	延べ相談件数		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障がい者相談	7人	69件	72件	99件
知的障がい者相談	5人	99件	70件	28件

(6) 自立支援医療

① 更生医療

身体障がい者の更生に必要な医療であって、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むこと等を目的とした医療費の支給。

対象者 身体障がい者手帳の交付を受けている18歳以上の者

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
入院	一般	20件	15件	8件
	心臓機能障がい	17件	5件	8件
	腎臓機能障がい	230件	313件	388件
	計	267件	333件	404件
入院外	一般	49件	41件	104件
	心臓機能障がい	0件	4件	3件
	腎臓機能障がい	9,670件	10,018件	10,725件
	計	9,719件	10,063件	10,832件
計	一般	69件	56件	112件
	心臓機能障がい	17件	9件	11件
	腎臓機能障がい	9,900件	10,331件	10,406件
	計	9,986件	10,396件	11,236件

② 精神通院

精神的な病気の治療は比較的長期にわたることが多いため、医療費の自己負担を軽くする制度。自立支援法による制度で申請手続をすることにより、自立支援医療受給者証が交付され1年間、精神科の通院医療費が1割負担となる。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付数	2,509件	2,571件	2,650件

(7) 特定疾患患者等福祉

① 特定疾患患者等健康管理手当

県が認定している特定疾患・小児慢性特定疾患患者及び原子爆弾被爆者（うち特別手当、健康管理手当、保健手当受給者）に支給する。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	974人	1,119人	1,415人

② 原子爆弾被爆者受診旅費助成

原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院において健康診断を受ける場合の旅費を助成する。被爆者が70歳以上の場合、同行する介助者1名も助成の対象となる。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数	7人	4人	8人